

適正取引講習会

入場
無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの会社は大丈夫？？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせること**も認められません。

消費税転嫁対策特別措置法とは…

中小企業・小規模事業者が取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、減額や買いたたき、報復行為により**消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）を拒否することなどを禁止する法律**です。「消費税転嫁対策特別措置法」は事業者の皆さまの大切な利益をしっかりと守ります！増税に際して、しっかり押さえない消費税転嫁対策の要注意ポイントを解説します！

わかりやすく
解説します。

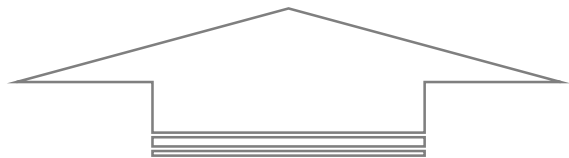
2020年 1月 15日（水）

【講座①】下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】（13:30～15:00）

【講座②】消費税転嫁対策特別措置法（15:15～16:45）

- 会場／アイメッセ山梨 4階 大会議室
- 時間／13:30～16:45 （開場：13:00）
- 講師：大多和 樹（おおたわ たつき）弁護士（第二東京弁護士会所属）
- 主催：中小企業庁（適正取引講習会事務局）
<http://www.tekitori.org>
- 共催：時事通信社 甲府支局





時事通信社 甲府支局 宛

F A X 0 5 5 - 2 2 4 - 3 1 2 2

適正取引講習会受講申込書

●申込方法

受講ご希望の方は、こちらの「受講申込書」に必要事項をご記入の上、F A Xでお申込ください。

※受講を希望される講習名（①、あるいは②、または両方）に ○をしてください。

2020年 1月 15日(水)

①下請代金支払遅延等防止法【基礎コース】	13:30～15:00
②消費税転嫁対策特別措置法	15:15～16:45

会 社（団体）名	
受 講 者	フリガナ
部署・役職	
住 所	〒 -
電話番号	() -
F A X	() -
E-mail	@

～ありがとうございました～

■会場 アイメッセ山梨 4階 大会議室
 (交通機関)・甲府駅からタクシーで20分
 ・中央自動車道甲府南ICから車で5分

■お問合せ先 時事通信社 甲府支局(担当)関根
 Tel: 055-224-3121(平日10時～17時30分)
 E-mail: sekine@jiji.co.jp
 ※「下請取引講習会の件」である旨を先ずはお伝えください。

個人情報の保
護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。